　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２０年１月

市民講座「働き方改革」、実施要綱

１、概要

タイトル：市民講座「働き方改革」

テーマ　：「同一労働同一賃金」について、学習し質疑応答をうける。

講師　　：大分県働き方改革推進支援センター（社会保険労務士）

主催　　：大分県労働組合総連合（大分県労連）

参加費　：無料

開催日程：２０１９年12月～２０２０年2月　　県内自治体ごとに開催する。

２、主旨

　２０１９年4月から「働き方改革」関連法が施工され、労働時間の残業上限、有給休暇取得促進など、労働者の働き方に関する法令がかわりました。その中で来年（2020年）４月から始まる「同一労働同一賃金」の働き方改革は使用者、労働者ともに関心の高いテーマです。職場では正社員と非正規雇用労働者との間の非合理な待遇差をなくし、納得して働き続けられるようにすることが求められています。法律で改正された内容を多くの労働者・市民の皆さんに正しく知っていただくために、市民講座を開催します。労働組合に加入していない労働者のみなさんの参加も大歓迎します。

～パート・有期労働者に対して改正された内容を紹介します～

〇ボーナス（賞与）：同一の貢献には同一、違いがあれば違いに応じた支給が必要。  
〇各種手当：同一役職には同一の、違いがあれば違いに応じた支給が必要。特殊作業手当、特殊勤務手当、精皆勤手当、時間外・休日・深夜労働の割増率、通勤手当、出張旅費、食事手当、単身赴任手当、地域手当など同一の支給等々。

３、２０２０年１月からの予定

　　１月２１日（火）　１８：３０～１９：３０　コンパルホール３０１

　　２月１８日（火）　１８：３０～１９：３０　保健福祉総合セター・第2研修室

　　２月２５日（火）　１８：３０～１９：３０　別府市民会館・第１会議室